

## 第9 予防給付利用者等にかかる新しい総合事業への移行について

### 1 予防給付利用者

#### (1) 移行対象者

要支援者のうち、訪問介護又は通所介護を利用しており、要支援認定の有効期間の末日が平成28年5月31日から平成29年4月30日までの方。

#### (2) 移行内容及び移行方法

上記移行対象者の認定有効期限到来前の2ヶ月前に通知される認定更新案内を契機とし、予防給付から「新しい総合事業」における「介護予防・生活支援サービス事業」（以下「サービス事業」という。）への移行手続きを順次行う。（平成28年4月～平成29年4月までが移行手続き期間となる。）

※ 認定有効期限到来前でも28年6月以降であれば、本人の希望により、サービス事業へ移行可能。

※ サービス事業へ移行しても、必要と認められた場合「予防専門型」のサービスとして、現行の介護予防給付相当のサービスが利用可能。

#### (3) 移行事務

##### ①要支援者への事前説明（実施時期：平成28年1～3月）

いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所がモニタリング実施時に行う。説明の際には説明用チラシを活用すること。また、移行対象者でない要支援者（いきいき支援センター及び委託居宅介護支援事業所が関わっている利用者に限る。）についても、制度変更の周知として説明用チラシを渡すこと。

##### ②移行手続き（実施時期：平成28年4月以降）

いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所が認定更新の手続きのタイミングで、移行手続きを行う。

#### 【サービス事業のみの利用希望者（要支援認定の更新を行わない場合）】

##### ○制度説明（いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所）

- ・基本チェックリストによりサービスが受けられること。

##### ○基本チェックリストの実施等

- ・基本チェックリストの実施方法は、基本チェックリストを本人へ渡し、本人が記入する方式とする。委託居宅介護支援事業所が関わる際は、記入漏れが無いかなどを確認をしたうえで、いきいき支援センターへ提出する。
- ・新たな重要事項説明書（契約書）の取り交わし（いきいき支援センター）
- ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の作成（いきいき支援センター）

○区役所への書類等提出（いきいき支援センター）

- ・基本チェックリスト
- ・被保険者証（届出後の被保険者証は、区福祉課窓口で即時交付）
- ・介護予防ケアマネジメント依頼届出書

※例えば 28 年 5 月末まで認定有効期間のある要支援認定者は、手続き後、新しい被保険者証に「事業対象者」及び 28 年 6 月 1 日以降の「有効期間」が印字される。併せて、28 年 5 月末までの有効期間等が記載された「資格者証」が同時に交付される。

○介護予防ケアマネジメントの実施（いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所）

○サービス事業の指定事業者との契約

○アセスメント及びサービス担当者会議の実施

要支援認定者から事業対象者への移行であるが、更新手続きととらえて、サービス担当者会議を実施する。

【サービス事業と予防給付両方の利用希望者】

○制度説明（いきいき支援センター又は委託居宅介護支援事業所）

○サービス事業の指定事業者との契約

※以下、従前の要支援認定更新手続きと同様

## 2 二次予防事業利用者

### (1) 移行対象者

- ① 現在、二次予防事業のうち、「得トク運動教室」または「高齢者自立支援訪問事業」または「高齢者自立支援配食サービス事業」を利用している方（一時的に利用を中断している者も含む。）※以下「得トク利用者等」という。
- ② 2（1）①に記載された事業を利用していない方で、現在以下の二次予防事業を利用している方 ※以下「保健所事業利用者等」という。  
福祉会館わくわく通所事業、保健所二次予防事業（認知症・うつ予防教室、お口の機能向上事業、食生活充実事業、訪問型介護予防事業）

### (2) 移行開始時期

- ① 得トク利用者等の場合：平成 28 年 6 月より一斉移行
- ② 保健所事業利用者等の場合 平成 28 年 4 月より一斉移行

### (3) 移行事務

#### ① 得トク利用者等の場合の場合

##### ア 事前説明（実施時期：平成 28 年 1～3 月）

説明用チラシを活用し説明を行うこと。

(事前説明内容)

(例) 現在利用している事業は、平成 28 年 6 月より事業の位置づけが変わります。利用者負担額も、所得に応じて 1 割又は 2 割の利用者負担があります。

※ 利用者負担割合については、負担割合証でなければ確認できないため、必要な方には、発行手続き先として区役所福祉課を案内すること。

##### イ 移行手続き（実施時期：平成 28 年 3 月以降）

いきいき支援センターが、以下のように移行手続きを行う。

###### 【サービス事業利用希望者（現行相当事業継続利用希望者）】

###### ○制度説明（いきいき支援センター職員）

・サービスを受けるためには基本チェックリスト等、事業対象者となるための手続きが必要

###### ○基本チェックリストの実施（必須）

・新たな重要事項説明書（契約書）の取り交わし  
・介護予防ケアマネジメント依頼届出書の作成

###### ○区役所への書類等提出

要支援者の手続きでの相違点として、事前に被保険者証を回収しないこと。但し、対象者が被保険者証を紛失しているケースが想定されるため、証の有無を確認し、無い方に対し、「介護保険被保険者証紛失届」を予め作成を依頼・受取ること。

・基本チェックリスト  
・介護予防ケアマネジメント依頼届出書

※二次予防事業利用者の手続きにおいては、平成 28 年 6 月に一斉に移行するため、被保険者証の発行等、一括処理を行なう予定であるため、書類等の届出期間は平成 28 年 5 月を予定している。また、一括処理後、結果を印字した被保険者証及び負担割合証は 5 月末に送付先住所へ送付する。（詳細は、後日通知予定）

※従前の被保険者証は、新しい被保険者証が届き次第、区の福祉課へ返すこと。

○介護予防ケアマネジメントの実施（6 月からサービスを受けるため、5 月にケアプランを立てる必要がある。）

○サービス事業の指定事業者との契約

○アセスメント及びサービス担当者会議の実施

従前の二次予防事業実施事業所がサービス事業の指定を受けており、引き続き従前の事業所と契約する場合は、サービス担当者会議を省略可とする。

【サービス事業の利用を希望しない者】

- ・一般介護予防事業を説明・案内。

## ② 保健所事業利用者等の場合

### ア 事前説明（実施時期：平成 28 年 1～3 月）

説明用チラシを活用し説明を行うこと。なお、保健所事業利用者等がサービス事業を今後ご利用する希望がある場合、得トク利用者等の場合と同様の移行手続きを行なう。

#### （事前説明内容）

- ・現在利用している事業は、平成 28 年 4 月より、事業内容が変更されます。なお、サービス事業のご利用を希望する場合は、別途手続きが必要です。

### イ 移行手続き（実施時期：平成 28 年 3 月以降）

いきいき支援センターが、事業終了後に各事業所から届く報告書に基づき、以下のよう移行手続きを行う。

【サービス事業利用希望者】

○制度説明（いきいき支援センター職員）

- ・平成 28 年 4～5 月は、得トク運動教室等、一部の二次予防事業が利用できるが、6 月以降のサービス事業を受けるためには基本チェックリスト等、事業対象者となるための手続きが必要。

※以下の手続きは、「2（3）①イ」の【サービス事業利用希望者（現行相当事業継続利用希望者）】と同様。

【その他】

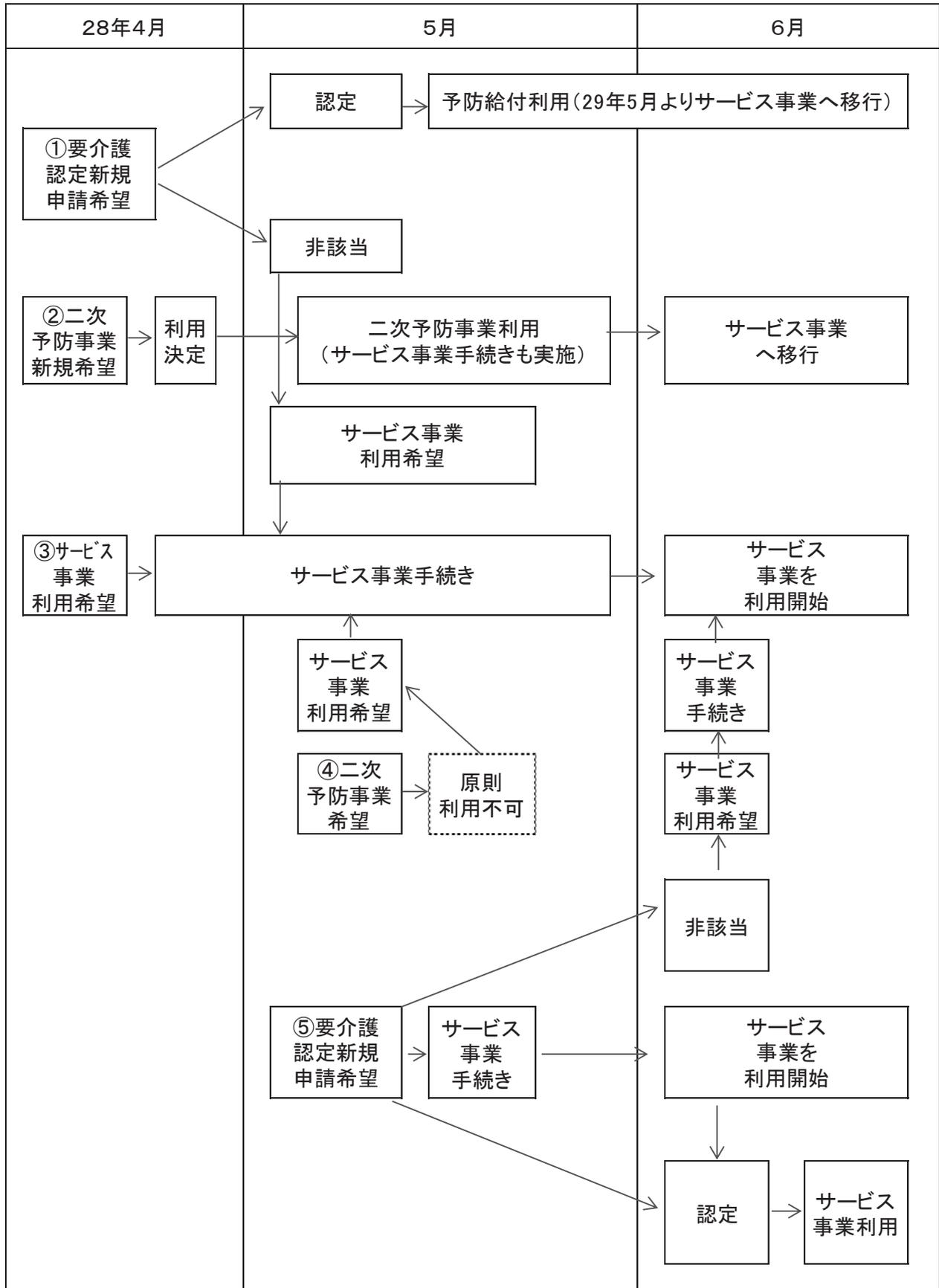
- ・制度変更内容を説明し、利用者の状態を踏まえ、28 年 4 月移行の介護予防事業を案内する。

## 3 その他

二次予防事業の制度案内及び利用決定は、平成 28 年 4 月末までとし、総合事業の窓口説明が始まる 5 月以降については、二次予防事業の制度案内を行なわないものとする。

ただし、5 月以降、個別に二次予防事業の利用希望があった場合は、ご本人といきいき支援センターが相談の上、関係機関と調整がとれた場合にのみ利用可能とする。（得トク運動教室を除く。）

新しい総合事業の利用希望者と二次予防事業新規利用希望者の手続きの流れについて



# 新しい総合事業への移行のフローチャート（案）

A：いきいき支援センター

B：委託居宅介護支援事業所

区分	要支援者	二次予防事業利用者
1月 2月 3月	<p><b>事前説明</b> A、B</p> <p>該当者全員へモニタリング時などに説明。（予め希望等を聞いておくこと）</p>	<p><b>事前説明</b> A</p> <p>該当者全員へ個別に説明。上記以外の二次予防事業利用者は別対応</p>
4月	<p><b>移行手続</b> 認定期限：H28.5.31</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防給付と併用 → 認定更新</li> <li>・ 本人希望 → 手続き</li> </ul> <p>↓</p> <p>①基本チェックリストの実施 A</p> <p>↓</p> <p>②必要書類の作成 A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書</li> <li>・ 重要事項説明書の取り交わし</li> </ul>	<p><b>移行手続</b></p> <p>①基本チェックリストの実施 A</p> <p>※介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントも同時に実施</p> <p>↓</p> <p>②必要書類の作成 A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防ケアマネジメント依頼届出書</li> <li>・ 重要事項説明書の取り交わし</li> </ul> <p>※被保険者証は後日回収。</p>
5月	<p>③必要書類の届出 A（随時届出）</p> <p>↓</p> <p>④介護予防ケアマネジメント実施 A、B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス担当者会議を実施</li> </ul> <p>↓</p> <p>⑤指定事業者と契約</p>	<p>③必要書類の届出 A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5/2～13日の期間に区福祉課へ届出</li> </ul> <p>↓</p> <p>④介護予防ケアマネジメント実施 A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス担当者会議は省略可</li> </ul> <p>↓</p> <p>⑤指定事業者と契約</p> <p>被保険者証・負担割合証の送付</p>
6月	<p>サービス事業を利用開始</p>	

注：要支援者は順次移行するため、5月以降も認定更新案内に合わせて移行手続きを順次実施。